

令和元年度の補助事業の評価手法

令和元年度に実施する補助事業の評価手法は以下のとおりとする。

1 採択時評価

① 施設整備事業

ア 費用対効果分析により採択する施設整備事業

費用対効果分析手法の開発又は見直しが必要な新たな施設整備事業はないことから、引き続き現行の費用対効果分析手法を適用する。ただし、衛生・防疫対策及び器具・機材の整備等、費用対効果分析手法により難しいものについては、従前どおりコスト分析手法を適用する。

イ コスト分析により採択する施設整備事業

令和元年度拡充事業（酪農経営支援総合対策のうち地域の生産体制強化事業、堆肥舎等長寿命化推進事業のうち地域の実情に応じた堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証の取組、及び酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち後継牛預託育成体制整備事業）について、器具・機材の整備事業のコスト分析手法として下表の基準額を新たに設定する。また、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち労働負担軽減事業について、下表のとおり一部基準額を追加する等の見直しを行う。

項目	基準額（税抜き）
1 酪農経営支援総合対策事業のうち地域の生産体制強化事業 施設の補改修に必要な資材の供給	10 千円/m ²
2 堆肥舎等長寿命化推進事業のうち地域の実情に応じた堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証の取組 施設の補修に必要な資材の支給	10 千円/m ²
3 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち (1) 後継牛預託育成体制整備事業 ア 機械導入（付帯部分を除く。）	
(ア) 自動給餌器（フィーダー本体・吊下式）	24,000 千円/台
(イ) 自走式配餌車（オーガ付き）	4,000 千円/台
(ウ) レール式哺乳ロボット（哺乳機 1 台、カーフレール 2 台）	9,000 千円/式
(エ) 哺乳ロボット（レール式以外、コンビタイプ）	4,000 千円/台
(オ) 餌寄せロボット（オーガなし）	3,700 千円/台

(カ) バーンスクレーパー (スクレーパー 本体 1 台)	600 千円/台
イ 施設の整備に必要な資材の支給	
(ア) 電気牧柵 (ソーラー式、ポリワイヤ ー 2 段張り)	120,000 円 + 220 円/m
(イ) 牧柵 (有刺鉄線 3 段張り)	600 円/m
(2) 労働負担軽減事業	
ア 施設整備のうち建設面積の増加分	
(ア) 乳用牛舎 (ストール等附帯部分を除 く。)	成牛用 45 千円/m ² 哺育育成用 45 千円/m ²
(イ) 飼料原料保管施設等 (附帯設備を除 く。)	45 千円/m ²
(ウ) 飼料調製施設 (附帯設備を除く。)	50 千円/m ²
イ 機械導入 (附帯設備を除く。)	
(ア) 搾乳ロボット (1 ボックスタイプ)	<u>32,000 千円/台</u>
(イ) 搾乳ユニット搬送レール	
a 自動式 (自動搬送装置 1 台、自動離 脱装置 2 台)	1,600 千円/式
b 手動式 (自動離脱装置 1 台)	700 千円/台
(ウ) 自動給餌器 (フィーダー本体・吊下 式)	24,000 千円/台
(エ) レール式哺乳ロボット (哺乳機 1 台、 カーフレール 2 台)	9,000 千円/台
(オ) 哺乳ロボット (レール式以外、コン <u> ビタイプ)</u>	<u>4,000 千円/台</u>
(カ) <u>自走式配餌車 (オーガ付き)</u>	<u>4,000 千円/台</u>
(キ) バーンスクレーパー (スクレーパー 本体 1 台)	600 千円/台

注: 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち労働負担軽減事業にお
ける追加、変更項目は下線の項目

上記以外の組替、拡充事業 (酪農経営支援総合対策のうち地域の生産体制強化
事業及び畜産経営災害総合対策緊急支援事業) については、既存事業の基準額を
適用する。

その他、コスト分析手法として新たに追加すべき項目 (費目) はないことから、
既存事業については現行のコスト分析手法を適用する。

② 施設整備事業以外の事業

畜産業振興事業のアルバイト賃金について、下表のとおり基準額を国に準じた内容に変更する。

項目	基準額（税抜き）
アルバイト賃金	単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規程等によるなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、賃金の単価の設定根拠となる資料を事業実施計画等に添付すること。

上記以外については、コスト分析手法として新たに追加すべき項目（費目）はないことから、現行のコスト分析手法を適用する。

2 達成状況の評価

① 施設整備事業

費用対効果分析手法を適用して採択した施設整備事業については、施設整備の完了後3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあつては同5年）を経過した年の翌年度に事後評価を行うこととしており、令和元年度においては、平成25年度及び27年度に終了した以下の施設整備事業について事後評価を行う。

なお、令和元年度に実施した事後評価については、その内容を取りまとめた上、令和2年度に開催される本委員会に諮ることとする。

【令和元年度に事後評価を行う事業】

部門	事業名(施設件数)
畜産関係	畜産高度化支援リース事業(5施設)
	肉用牛経営安定対策補完事業(4施設) (新規参入円滑化等対策事業)
	沖縄食肉価格安定等特別対策事業(3施設)
	食肉流通施設等設備改善支援事業(1施設)

② 施設整備事業以外の事業

目標設定・評価の対象とした事業メニュー（研修等の知識・技術の習得、普及・啓発）については、その実績を確認した上で評価を行う。

ただし、研修等の知識・技術の習得のための事業及び普及・啓発のための事業のうち、全国規模で開催するものについては、達成すべき成果に係る具体的数値目標を設定し、評価する。